

業務管理責任者運用指針  
(植栽・緑地管理業務編)

平成30年4月1日

公益財団法人福島県下水道公社

## 目 次

第1条 業務管理責任者の職務	3
第2条 業務管理責任者の現場常駐義務	3
第3条 業務管理責任者の兼務	3
第4条 業務管理責任者の雇用関係	3
第5条 業務管理責任者の資格要件	4
第6条 業務管理責任者の途中交代	5

(業務管理責任者の職務)

第1条 業務管理責任者の職務は、業務請負契約書（以下「契約書」という。）及び植栽・緑地管理業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）により以下のとおりである。

(1) 受注者の代理人としての職務

業務管理責任者は、契約書及び共通仕様書により「受注者に代わり、業務履行上の管理及び統括を行い、監督員と協議等を行う者」とされている。

よって、業務管理責任者は、受注者の代理人として植栽管理業務等の的確な履行を確保し、現場の取り締まりのほか、業務の履行及び契約関係事務に関する一切の事務を処理し、監督員と協議等を行わなければならない。

(2) 技術者としての職務

業務管理責任者は、共通仕様書から「業務の履行に当たり、技術上の管理を行う者」とされている。

よって、業務管理責任者は、技術者として履行計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び業務履行に従事する者の指導監督を行わなければならない。

(業務管理責任者の現場常駐義務)

第2条 当該契約において業務管理責任者の現場常駐義務は課していないが、前条第1号及び第2号の職務を履行するうえで支障ないように現場に滞在しなくてはならない。

2 なお、円滑な業務履行を確保するため業務管理責任者の主たる勤務地は、通常の勤務時において4時間以内に現場に到着できる場所とすること。

(業務管理責任者の兼務)

第3条 当該契約において業務管理責任者の専任義務は課していないため、他の業務の業務管理責任者となることは可能であるが、業務履行上の支障とならないようにすること。

なお、他の契約及び建設業法等で専任義務又は現場常駐義務がある者は、当該契約においても兼務することができないので注意すること。（公共工事の現場代理人や建設工事の監理技術者等）

(業務管理責任者の雇用関係)

第4条 業務管理責任者は、共通仕様書により、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任しなくてはならない。

(1) 直接的な雇用関係

直接的な雇用関係とは、業務管理責任者と受注者との間に第三者の介入する余地のない

雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

なお、受注者への在籍出向者、派遣社員等は直接的な雇用関係にある者としては認めないものとする。これについては、共通仕様書で再委託することができない主たる業務を受注者が責任を持って履行することを目的としているためである。

## （２）恒常的な雇用関係

恒常的な雇用関係とは、当該契約における入札執行日（随意契約では見積書の提出日）以前に３月間以上の雇用関係にあることをいう。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属会社の変更があった場合には、変更前の所属会社の３月間以上の雇用関係にある者については、変更後の所属会社との間にも恒常的な雇用関係にある者とみなす。

なお、恒常的な雇用関係にある者から選任する目的は、「業務管理責任者と受注者が双方の技術力を熟知し、受注者が責任を持って業務管理責任者を現場に配置できるとともに、受注者が組織として有する技術力を、業務管理責任者が十分かつ円滑に活用して業務の管理を行えることができる。」としており、３月間以上の雇用関係があったとしてもこれに該当しない者を選任した場合には、恒常的な雇用関係にはないものとする。

## （業務管理責任者の資格要件）

第５条 業務管理責任者の資格要件は以下のとおりとする。

（１）指定（土木工学、建築学都市工学又は林学）学科を卒業後、以下に示す期間以上の業務経験（造園工事を含む）を有する者。

- ・ 学校教育法による大学 ３年以上
- ・ 学校教育法による高等専門学校 ３年以上
- ・ 学校教育法による高等学校 ５年以上

（注）学校教育法による専修学校（専門学校等）の学科卒業は認めない。

（２）指定以外の学科を卒業後、１０年以上の業務経験を有するもの。

（３）次のいずれかの資格を有するもの。

- ・ １級又は２級造園施工管理技士
- ・ 技術士〔建設部門〕（鋼構造及びコンクリート）
- ・ 技術士〔森林部門〕（林業又は森林土木）
- ・ 技術士〔総合技術監理部門〕（建設－鋼構造及びコンクリート、森林－林業又は森林－森林土木）
- ・ 造園技能士（１級又は２級）

## 土木工学又は林学に関する具体的な指定学科

開発科	海洋科	海洋開発科	海洋土木科	環境造園科
環境科	環境開発科	環境建設科	環境整備科	環境設計科
環境土木科	環境緑化科	環境緑地科	建設科	建設環境科
建設技術科	建設基礎科	建設工業科	建設システム科	建築土木科
鉱山土木科	構造科	砂防科	資源開発科	社会開発科
社会建設科	森林工学科	森林土木科	水工土木科	生活環境科学科
生産環境科	造園科	造園デザイン科	造園土木科	造園緑地科
造園林科	地域開発科学科	治山学科	地質科	土木科
土木海洋科	土木環境科	土木建設科	土木建築科	土木地質科
農業開発科	農業技術科	農業土木科	農林工学科	農業工学科 ※1
農林土木科	緑地園芸科	緑地科	緑地土木科	林業工学科
林業土木科	林業緑地科	生産環境工学 ※2	農業土木学 ※3	農業工学 ※4

※1 農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く）

※2 学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻

※3 学科名に関係なく農業土木工学コース・講座・専修・専攻

※4 学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻

## 建築学に関する具体的な指定学科

環境計画科	建築科	建築システム科	建築設備科	建築第二科
住居科	住居デザイン科	造形科		

## 都市工学に関する具体的な指定学科

環境都市科	都市科	都市システム科		
-------	-----	---------	--	--

注意1 「具体的な指定学科について、学科名の末尾にある「科」、「学科」、「工学科」は他のいずれかに置き換えることが出来る。ただし、「森林工学科」、「農林工学科」、「林業工学」については置き換えることができない。

2 指定学科名は完全に一致する必要がある。一文字でも異なる場合は指定学科とはみなさない。（学科名の置き換えは除く）

（業務管理責任者の途中交代）

第6条 植栽管理業務等の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから、業務管理責任者の工期途中での交代は当該業務における入札・契約事務の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最低限とすること。途中交換が認められる場合としては、業務管理責任者の死亡、傷病

又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない理由により業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合等とする。